

獣医療広告制限の現状（平成20年見直し）

1. 獣医療における広告は、誇大広告等から飼育者を保護するため、技能、療法等に関する事項について制限している（獣医療法（平成4年法律第46号）第17条）。
2. 平成20年に見直しを行い、予防接種を行うこと等の広告制限の特例事項を追加し、比較、誇大及び費用広告は制限している。
3. また、広告制限の具体的解釈や監視指導体制について定めた「獣医療広告ガイドライン」（平成20年6月3日付け消費・安全局長通知、平成26年11月25日最終改正）を策定し、獣医師の団体に広告制限の順守について、自主的な取組みを求め、都道府県に対して違反事案に対する指導等を適切に実施するように促している。
4. なお、診療施設のウェブサイトは、バナー広告等を除き、広告の3要件（認知性、特定性、誘因性）のうち、「誘因性」を満たさないため広告規制の対象外としている。

【参考】

広告可能な事項	
獣医療法第17条 （平成4年）	1. 専門科名（科名についてはガイドラインに例示） 2. 学位、称号
広告可能な特例事項	
獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第24条 （平成4年）	1. 家畜体内受精卵の採取を行うこと 2. 家畜防疫員であること 3. 家畜衛生指導協会の指定獣医師であること 4. 家畜共済の指定獣医師又は嘱託診療施設であること
獣医療法施行規則第24条 （平成20年追加）	5. 獣医師免許登録日及び診療施設開設日 6. 医療機器を所有していること 7. 避妊・去勢手術を行うこと 8. 予防注射を行うこと 9. フィラリアの予防を行うこと 10. 飼育動物の健康診断を行うこと 11. 獣医に関連する学会の会員であること 12. 大臣の指定する診療施設であること